



# Q&A

テーマ

## 労働災害・労災保険

vol.10

**【労災保険とは】** 工作中的の怪我や病気、障害、死亡に対する国の保険給付制度。1人でも労働者を雇用している会社は、加入が義務づけられています。

Q

「**仕事中に怪我をしたのに「労災は認められない」と上司に言われた。自分で治療費を出すしかないの？**」



A

工作中的の怪我には労災保険が適用されるので、治療費を自分で負担する必要はありません。

また、労働災害かどうかを決めるのは会社ではなく、労働基準監督署です。会社が労災だと認めなくても、自分で医師の診断書など必要書類を用意すれば、労働基準監督署に申請することができ、労災認定されれば各種給付が受けられます。

なお、労災保険は、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員などの雇用形態にかかわらず、すべての労働者が適用対象となります。

Q

「**通勤中に怪我したけど、これも労災が適用されますか？**」



A

通勤中の怪我も「通勤災害」として労災給付の対象となります。ただし、この場合の「通勤」とは原則的に、就業のために自宅と会社との間を一般的な経路や手段で往復するものに限られます。就業と関係のない目的で通常の通勤ルートを逸脱した場合は、通勤とは認められないケースもあります。

Q

「**工作中的の怪我で入院。働けずに、収入がなくなり困っています。何か補償を受けられますか？**」



A

怪我などの治療のために休まなければいけない場合は、休業補償があります。この場合、通勤災害をのぞき、最初の3日間は、会社が平均賃金の6割を支払う義務があります。4日目以降は労災保険が適用され、休業補償給付として給付基礎額の6割、休業特別支給金として2割、合わせて8割が支給されます。



近年は、

「**仕事によるストレスで精神疾患になり、労災認定される事案が増えているんだ。**」

「**長時間労働、ハラスメントのない職場環境づくりも大切なことだよ！**」

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中！ぜひ活用ください。



厚労省も後援！  
**ワークルール検定に挑戦しよう**

次回は  
**2017年6月11日を予定**

**WR検**  
ワークルール検定

**ワークルール検定とは**

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

このページは連合HPでも配信中！  
皆さんもお使いください。

問合せ先 **(一社) 日本ワークルール検定協会** ☎03-3254-0545  
<http://workrule-kentei.jp/>

